決算審査特別委員会 所管部局について

令和5年6月29日

決算審査特別委員会の分科会及び所管部局については、次のとおり区分する。

| 分科会名 | | 所管部局等 | |
|------------|----------------------|---|--|
| (定数) | | 現行 | ※一部改正条例施行後 |
| 一般会計及び特別会計 | 総務教育分科会 (6) | 令和新時代創造本部、総 務部、 <u>会計管理局</u> 、教育 委員会、議会事務局、監 查委員、人事委員会 | 政策戦略本部、総務 部、 <u>会計管理部</u> 、教育 委員会、議会事務局、 監査委員、人事委員会 |
| | 福祉生活分科会 (7) | 福祉保健部、 <u>子育で・人</u> <u>財局</u> 、生活環境部 | 福祉保健部、 <u>子ども家</u> <u>庭部</u> 、生活環境部 |
| | 農林水産商工 分科会 (7) | 商工労働部、農林水産 部、労働委員会 | 商工労働部、農林水産部、労働委員会 |
| | 地域県土警察 分科会 (6) | <u>交流人口拡大本部、危機管理局、地域づくり推進部</u> 、県土整備部、警察本部 | 輝く鳥取創造本部、危機管理部、地域社会振 機管理部、地域社会振 興部、県土整備部、警察本部 |
| 企業会計 | 公営企業分科会 (6) | 企業局、病院局、生活環 境部(天神川流域下水道 事業に関することに限 る。) | 企業局、病院局、生活 環境部(天神川流域下 水道事業に関すること に限る。) |

※一部改正条例施行後

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例が可決された後、施行された日以降をいう。